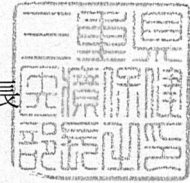


医保第05-6021号
令和4年6月7日

NPO法人グリーンNet
理事長 武藤 安子 様

三重県医療保健部長



動物愛護業務の施設整備を求める要望書について (回答)

貴団体におかれましては、日頃からTNR活動をはじめ、動物愛護管理に関する啓発等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和4年4月7日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 要望①について

本県では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業に係る手術については、動物愛護推進センター（以下「センター」という。）での一斉手術のほか、公益社団法人三重県獣医師会への委託により同会会員の動物病院において、随時実施しているところです。

しかしながら、東紀州地域では、獣医師会の会員が少ないこともあり、尾鷲保健所及び熊野保健所管内でTNR活動の支援依頼があった場合は、基本的にセンターでの手術日に合わせて事業を実施しています。

保健所を手術や応急処置以上の治療を行う施設とすることは、設備、人員配置の両面から困難ですが、センターでの手術頭数の調整や、他の地域の動物病院への受け入れ調整を行う等により、東紀州地域でのTNR活動がより円滑に進むよう努めます。

災害時の対策については、引き続き、市町、公益社団法人三重県獣医師会、公益財団法人三重県動物管理事務所等と連携し、検討を進めます。

2 要望②について

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正により令和3年6月に施行された「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の規定は、保健所やセンターの動物舎については適用されませんが、各保健所の動物舎が建設された当時から、犬猫が收容される経緯や頭数は大きく変化してきています。本県においても、犬、猫の殺処分数がゼロになることを目指し、保健所に收容された犬、猫は可能な限り新たな飼い主に譲渡することとしていますので、ケージの更新や配置を工夫し、收容される猫の習性やストレスに配慮した飼養管理を行うとともに、保健所での收容期間ができるだけ短くなるよう努めます。

事務担当

医療保健部食品安全課

生活衛生・動物愛護班

TEL 059-224-2359

FAX 059-224-2344